

協力金の対象となる特別区内の 「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」

注意

協力金の支給を受けるには、「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示など、他の要件を満たしていることも必要です。

【特別区内の酒類の提供を行う飲食店】

従前は22時から翌朝5時までの間に営業していた酒類を提供する飲食店ですか？

いいえ

はい

9月1日から9月15日までの間
22時までにお店を閉めましたか？（終日休業を含みます）

いいえ

はい

9月1日から9月15日までの間
終日酒類の提供をやめましたか？

いいえ

はい

協力金の対象外

例1 従来から酒類提供20時・営業21時まで
例2 時短後、酒類提供22時・営業23時まで

協力金の対象

例3 時短後、酒類提供20時・営業22時まで
例4 酒類提供を終日やめ、営業23時まで

【特別区内のカラオケ店】

従前は22時から翌朝5時までの間に営業していたカラオケ店ですか？

いいえ

はい

9月1日から9月15日までの間
22時までにお店を閉めましたか？（終日休業を含みます）

いいえ

はい

協力金の対象外

例1 従来から営業21時まで
例2 時短後、営業24時まで

協力金の対象

例3 時短後、営業22時まで